

令和 7 年度

地域整備方向検討調査

石岡台地地域経済効果算定その他業務

特 別 仕 様 書
(当初)

関東農政局 利根川水系土地改良調査管理事務所

項 目	内 容														
第1章 総 則 (適用範囲) 第1-1 条	令和7年度 地域整備方向検討調査 石岡台地地域経済効果算定その他業務（仮称）（以下「本業務」という。）の施行にあたっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。														
(目 的) 第1-2 条	本業務は、地域整備方向検討調査「石岡台地地域」の一環として、過年度業務成果を踏まえ、受益面積の修正・更新、経済効果の算定などを行うものである。														
(場 所) 第1-3 条	本業務において対象となる位置は、茨城県石岡市ほか5市1町地内で、別添図面に示すとおりである。														
(一般事項) 第1-4 条	業務請負契約書及び共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。 (1) 作業実施の順序、方法等は監督職員と密接な連絡を取り、作業の円滑な進捗を図る。 (2) 作業に従事する技術者は、対象業務に十分な知識と経験を有したものとする。 (3) 受注者は常に業務内容を把握し、業務期間中であっても監督職員が資料の提出を求めたときは、速やかにこれに応じるものとする。														
(管理技術者) 第1-5 条	管理技術者は、共通仕様書第1-6条第3項によるものとし、農業土木技術管理士以外の業務に該当する部門は以下のとおりである。 <table><tr><th>資 格</th><th>技術部門</th><th>選択科目</th></tr><tr><td rowspan="2">技術士</td><td>総合技術監理</td><td>農業－農業土木 農業－農業農村工学 農業－農村地域計画 農業－農村地域・資源計画</td></tr><tr><td>農業</td><td>農業土木、農業農村工学、 農村地域計画、農村地域・資源計画</td></tr><tr><td>博士</td><td>当該業務に関連する学術部門</td><td>－</td></tr><tr><td>シビルコンサルティングマネージャー</td><td>農業土木</td><td>－</td></tr></table>	資 格	技術部門	選択科目	技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学 農業－農村地域計画 農業－農村地域・資源計画	農業	農業土木、農業農村工学、 農村地域計画、農村地域・資源計画	博士	当該業務に関連する学術部門	－	シビルコンサルティングマネージャー	農業土木	－
資 格	技術部門	選択科目													
技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学 農業－農村地域計画 農業－農村地域・資源計画													
	農業	農業土木、農業農村工学、 農村地域計画、農村地域・資源計画													
博士	当該業務に関連する学術部門	－													
シビルコンサルティングマネージャー	農業土木	－													
(照査技術者) 第1-6 条	(1) 照査技術者は、共通仕様書第1-7条第2項によるものとし、農業土木技術管理士以外の業務に該当する部門は以下のとおりである。 <table><tr><th>資 格</th><th>技術部門</th><th>選択科目</th></tr><tr><td rowspan="2">技術士</td><td>総合技術監理</td><td>農業－農業土木 農業－農業農村工学 農業－農村地域計画 農業－農村地域・資源計画</td></tr><tr><td>農業</td><td>農業土木、農業農村工学、農村地域計画、農村地域・資源計画</td></tr><tr><td>博士</td><td>当該業務に関連する学術部門</td><td>－</td></tr><tr><td>シビルコンサルティングマネージャー</td><td>農業土木</td><td>－</td></tr></table>	資 格	技術部門	選択科目	技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学 農業－農村地域計画 農業－農村地域・資源計画	農業	農業土木、農業農村工学、農村地域計画、農村地域・資源計画	博士	当該業務に関連する学術部門	－	シビルコンサルティングマネージャー	農業土木	－
資 格	技術部門	選択科目													
技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学 農業－農村地域計画 農業－農村地域・資源計画													
	農業	農業土木、農業農村工学、農村地域計画、農村地域・資源計画													
博士	当該業務に関連する学術部門	－													
シビルコンサルティングマネージャー	農業土木	－													

項 目	内 容								
(担当技術者) 第 1-7 条	(2) 共通仕様書第 1-7 条第 4 項でいう、監督職員が指示する業務の節目は、別途指示する。 (3) 当該業務の中で照査技術者は、管理技術者を兼務することはできない。								
(配置技術者の確認) 第 1-8 条	担当技術者は共通仕様書第 1-8 条によるものとする。 共通仕様書第 1-11 条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第 1-12 条に基づく技術者情報の登録にあたっては、以下によるものとする。 (1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。 (2) 農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス（AGRIS）への技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とし、事前に監督職員の承認を得るものとする。								
(保険加入) 第 1-9 条	受注者は、共通仕様書第 1-37 条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。								
第 2 章 作業条件 (適用する図書) 第 2-1 条	設計の基本的事項に関しては、次に示す図書を優先して適用する。他の図書を適用する場合は、監督職員の承諾を受けるものとする。 <table border="1"><thead><tr><th>図 書 の 名 称</th><th>発行所</th><th>制定（改訂） 年月</th></tr></thead><tbody><tr><td>【改訂版】 新たな土地改良の効果算定マニュアル</td><td>（株）大成出版社</td><td>平成27年 9 月</td></tr></tbody></table>	図 書 の 名 称	発行所	制定（改訂） 年月	【改訂版】 新たな土地改良の効果算定マニュアル	（株）大成出版社	平成27年 9 月		
図 書 の 名 称	発行所	制定（改訂） 年月							
【改訂版】 新たな土地改良の効果算定マニュアル	（株）大成出版社	平成27年 9 月							
(作業条件) 第 2-2 条	本業務の実施にあたっては、以下の事項に留意して作業を進めるものとする。 (1) 作業の実施にあたっては、事前に作業方法及び具体的な工法を計画立案し、監督職員及び監督職員が指示する者と十分打合わせを行い、手戻りのないよう留意しなければならない。 (2) 本業務において生じた第三者との紛争で受注者の責に帰する事項は、受注者の責任において処理しなければならない。								
(参考図書) 第 2-3 条	設計作業の参考にする図書は、共通仕様書第 2-1 条によるほか次表によるものとする。 <table border="1"><thead><tr><th>番 号</th><th>名 称</th><th>発 行 所</th><th>制定(改訂)年月</th></tr></thead><tbody><tr><td>1</td><td>国営土地改良事業調査計画マニュアル</td><td>（一社）農業土木事業協会</td><td>平成 5 年 3 月</td></tr></tbody></table>	番 号	名 称	発 行 所	制定(改訂)年月	1	国営土地改良事業調査計画マニュアル	（一社）農業土木事業協会	平成 5 年 3 月
番 号	名 称	発 行 所	制定(改訂)年月						
1	国営土地改良事業調査計画マニュアル	（一社）農業土木事業協会	平成 5 年 3 月						

項 目	内 容												
(貸与資料) 第 2-4 条	貸与資料は、下記のとおりである。 <table> <tr> <th>貸 与 資 料</th><th>数量</th></tr> <tr> <td>事業誌「石岡台地地区」</td><td>一式</td></tr> <tr> <td>令和 5 年度 農業基盤情報管理調査 石岡台地地区受益面積調査業務 報告書</td><td>一式</td></tr> <tr> <td>令和 6 年度 地域整備方向検討調査 石岡台地地区受益面積補足調査業務 報告書</td><td>一式</td></tr> <tr> <td>水管理施設整備に係る効果算定の解説について（令和 3 年 4 月 5 日）</td><td>一式</td></tr> <tr> <td>土地改良事業の費用対効果分析マニュアルの制定について（平成19年 3 月 28 日 付け18農振第1597号農村振興局企画部長通知（令和 7 年 4 月 2 日一部改正））（以下、「効果算定マニュアル」とする）</td><td>一式</td></tr> </table> また、上記以外に必要な資料がある場合は監督職員と協議するものとする。	貸 与 資 料	数量	事業誌「石岡台地地区」	一式	令和 5 年度 農業基盤情報管理調査 石岡台地地区受益面積調査業務 報告書	一式	令和 6 年度 地域整備方向検討調査 石岡台地地区受益面積補足調査業務 報告書	一式	水管理施設整備に係る効果算定の解説について（令和 3 年 4 月 5 日）	一式	土地改良事業の費用対効果分析マニュアルの制定について（平成19年 3 月 28 日 付け18農振第1597号農村振興局企画部長通知（令和 7 年 4 月 2 日一部改正））（以下、「効果算定マニュアル」とする）	一式
貸 与 資 料	数量												
事業誌「石岡台地地区」	一式												
令和 5 年度 農業基盤情報管理調査 石岡台地地区受益面積調査業務 報告書	一式												
令和 6 年度 地域整備方向検討調査 石岡台地地区受益面積補足調査業務 報告書	一式												
水管理施設整備に係る効果算定の解説について（令和 3 年 4 月 5 日）	一式												
土地改良事業の費用対効果分析マニュアルの制定について（平成19年 3 月 28 日 付け18農振第1597号農村振興局企画部長通知（令和 7 年 4 月 2 日一部改正））（以下、「効果算定マニュアル」とする）	一式												
(貸与資料等の取扱い) 第 2-5 条	第 2-3 条、第 2-4 条に示す参考図書及び貸与資料等の取扱いは以下のとおりとする。 (1) 参考図書及び貸与資料等の記載事項で相互に矛盾がある場合、又は解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。 (2) 参考図書は、設計作業時点の最新版を用い設計作業中に改訂された場合には、監督職員と協議するものとする。 (3) 貸与資料等は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか、完了検査時に一括返納しなければならない。 (4) 上記記載資料以外の貸与資料がある場合には、その旨監督職員から指示する。												
(関連業務) 第 2-6 条	本業務と関連する主な業務は次のとおりであり、監督職員及び関連業務の管理技術者と連携を密にし、互いに協調の図られた業務成果とすること。 <table> <tr> <th>業 務 名</th><th>業務実施期間</th></tr> <tr> <td>令和 7 年度 地域整備方向検討調査 石岡台地地域水管理施設補足設計業務</td><td>R7. 5～R7. 12</td></tr> </table>	業 務 名	業務実施期間	令和 7 年度 地域整備方向検討調査 石岡台地地域水管理施設補足設計業務	R7. 5～R7. 12								
業 務 名	業務実施期間												
令和 7 年度 地域整備方向検討調査 石岡台地地域水管理施設補足設計業務	R7. 5～R7. 12												
第 3 章 作業内容 (作業項目及び数量) 第 3-1 条	本業務における作業内容、作業項目及び数量は、別紙【作業項目内訳表】に示すとおりである。 なお、地元調整及び調査の進捗状況によっては、事業計画書（案）の作成を業務に追加する可能性がある。												
(作業の留意点) 第 3-2 条	業務の実施にあたって、特に留意する点は次のとおりとする。 (1) 第 2-3 条、第 2-4 条及び共通仕様書に示す参考図書、貸与資料並びに受注者が所有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。 (2) 作業にあたっては、監督職員及び関係機関と連絡調整を密に行い、作業の円滑な推進に努めることとする。 (3) 調査方法及び判定については、監督職員によるものとする。 (4) 総合的な考察及び判定は、相当の技術を有する技術者により、現況を十分把握のうえ行う。 (5) 貸与を受けた調査器具等物品については、盗難防止等の管理を徹底するものとし、不測の事態が生じた際は速やかに監督職員に連絡・調整するものとする。												

項 目	内 容
(技術提案の履行) 第 3-3 条 第 4 章 打合せ (打合せ) 第 4-1 条	技術提案書における技術提案内容については、共通仕様書第 1-11 条に示す業務計画書に反映のうえ作成し、監督職員の承諾を得るものとする。また、技術提案内容の履行確認にあたっては、業務完了時までに履行が確認できる資料を監督職員に提出するものとする。 なお、技術提案書を業務計画書に添付しないこと。 共通仕様書第 1-10 条に基づく打合せについては、主として次の段階で行うものとする。また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。 (1) 打合せ時期 初 回 作業着手の段階 第 2 回 中間打合せ (GIS 地番図における不突合筆の更新作業終了段階) 第 3 回 中間打合せ (総費用の整理終了段階) 第 4 回 中間打合せ (総便益の整理終了段階) 最終回 報告書原稿作成段階 なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度内容について、監督職員と相互に確認するものとする。 (2) 打合せ場所 Web 会議方式による。
第 5 章 成果物 (成果物) 第 5-1 条 (成果物の提出先) 第 5-2 条 第 6 章 契約変更 (契約変更) 第 6-1 条 第 7 章 定めなき事項 (定めなき事項) 第 7-1 条	成果物を共通仕様書第 1-17 条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。 (1) 成果物の電子媒体 (CD-R 若しくは DVD-R) 正副 2 部 このほか、この成果物に含まれる「行政機関の保有する情報公開に関する法律」に基づく「不開示情報」に該当する情報について、その箇所を黒塗りにする措置を行い、電子媒体 (CD-R 若しくは DVD-R) により別途 1 部を提出するものとする。 (2) 成果物の出力 (電子媒体の出力、市販ファイル綴じで可) 1 部 なお、前記で黒塗りの措置を行った成果物の出力は不要である。 成果物の提出先は、以下のとおりとする。 千葉県柏市根戸 471-65 関東農政局利根川水系土地改良調査管理事務所 業務請負契約書第 17 条から第 20 条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。 (1) 第 3-1 条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合。 (2) 第 4-1 条に示す「打合せ」に変更が生じた場合。 (3) 第 5-1 条に示す「成果物」に変更が生じた場合。 (4) 履行期間の変更が生じた場合。 (5) 関係機関等対外的協議等により業務計画等に変更が生じた場合。 (6) その他 この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

項 目	内 容
(再調査) 第 7-2 条	調査結果が調査目的に合致せず、その原因が受注者に起因すると認められる場合は再調査を命ずることがある。 その場合、変更協議の対象としない。

別紙

令和7年度 地域整備方向検討調査 石岡台地地域経済効果算定その他業務

〔作業項目内訳表〕

作業項目	作業内容	作業量	備考
1. 準備作業			
1-1. 資料把握	発注者が貸与する過年度業務成果、その他の業務に要する貸与資料等(以下「貸与資料等」とし、個別貸与資料については『』にて表記する)の把握を行い、作業計画を立案する。	一式	
2. 受益面積の修正・更新			
2-1. 受益面積の整理	貸与資料等を基に、昨年度の転用実績等を反映し、受益面積の修正及び更新を行い、各種区分別(市町別、地目別、着水・未着水別、水管理施設分水工掛等)の面積集計を行う。	一式	
2-2. GIS地番図の修正・更新	上記の結果等を踏まえ、GIS地番図の修正及び更新を行う。また、昨年度業務で、登記情報と公図に不整合が見られた143筆について、公図を基にGIS地番図の修正および更新を行う。さらに、各種区分別(市町別、地目別、着水・未着水別、水管理施設分水工掛等)の図面の作成を行う。	一式	
3. 現況土地利用面積の整理	過年度の受益面積結果、直近5力年の転作実績及び統計資料等を基に、「効果算定マニュアル」第2章第2節総費用総便益比及び所得償還率の第6表を作成するため、現況土地利用面積について整理を行う。	一式	
4. 経済効果の算定			
4-1. 総費用総便益比の算定	3及び以下の4-2～4-4の結果等を踏まえて、総費用総便益比を算定する。 具体的には、「効果算定マニュアル」第2章第2節総費用総便益比及び所得償還率に基づき、第1～6表を整理する。	一式	
4-2. 総費用の算定	水管理施設の費用算定にあたっては、過年度業務等で整理した水管理施設の整備に係る費用のみを算定する。 その他、一体的に当該事業の受益地において効用を発揮させる一連の水管理施設に係る費用がある場合は、土地改良区等からの資料提供により整理し、「効果算定マニュアル」第2章第3節総費用の考え方に基づき算定する。	一式	
4-3. 総便益(水管理労力節減効果)の算定	水管理施設の機能を人力で代替した場合(事業なかりせば)に要する労力を整理し、水管理施設を整備することによって軽減される管理労力を評価する。 効果算定に当たっては、関連業務による設計・施工計画を踏まえ、水管理施設を管理する団体(土地改良区等)への聞き取り等により、地域の実情について把握し、『水管理施設整備に係る効果算定の解説について(令和3年4月5日)』が定める標準的な設定を参考に、同施設の機能を人力による作業で代替した場合に必要な人員の数・所要時間・頻度等を整理する。	一式	
4-4. 総便益(維持管理費節減効果)の修正・更新	昨年度業務で整理した維持管理費節減効果について、最新の維持管理費及び施設計画等を踏まえて修正・更新作業を行い、「効果算定マニュアル」第2章第4節4維持管理費節減効果に基づき算定する。	一式	
5. 照査	各作業項目の照査を行う。	一式	
6. 点検・とりまとめ	各作業項目の成果物の点検、課題の整理、とりまとめ及び報告書の作成を行う。	一式	

本地域の受益面積: 約3,700ha、受益筆: 約20,000筆

関係土地改良区: 石岡台地土地改良区

関係市町: 石岡市、小美玉市、笠間市、行方市、かすみがうら市、鉾田市、茨城町